

○環境省告示第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第五十三項の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

環境大臣 鈴木 俊一

第四中「に係る汚泥及び燃え殻、汚泥又はばいじん」を「（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）に係る燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びばいじん並びにこれらの廃棄物」に、「別表第一」を「第一号」に改める。